

一般社団法人 日本健康医療学会

各種資格の研修ポイント等について

本学会の各種申請において、必要な研修ポイントの点数配分は下記の通りとする。

・ 本学会大会参加	20 点
・ " 研修会参加	10 点
・ " 症例展示	10 点
・ " 学術発表	16 点
・ " 学術論文掲載	30 点
・ ステップアップコース	各 10 点
・ 他学会大会	5 10 点
・ 他学会セミナー	2 4 点
・ 日本健康文化振興会セミナー	3 6 点

※ 他の医科又は歯科の学会参加、各種発表等は原則として本学会の 2 分の 1 の点数が算定される。

その他本学会が認める講演会・研修会等の点数は認定委員会にて定める。

但し、申請時より過去 5 年間における実績のみとし、それ以前のものは算定されない。

【健康医療認定医について】

- 本学会会員であることを必要とする。
- 新規の認定医資格申請の時に必要な研修ポイントは 70 点とする。
- " 当たって他の医科又は歯科の**認定医**
 - ・ **専門医資格取得者**は、1 資格について 30 点が算定される。
 - また、**学位取得者**は認定医申請時に 30 点が算定される。
 - 但し、更新時の研修ポイントには算定されない。
- 更新に必要な 5 年間の研修ポイントは 40 点とする。
- " 更新料は、20,000 円とする。

【健康医療認定士について】

- 本学会会員であることを必要とする。
- 認定士資格申請の時に必要な研修ポイントは 50 点とする。
- 更新に必要な 5 年間の研修ポイントは 20 点とする。
- " 更新料は、20,000 円とする。

【健康医療コーディネーターについて】

- 本学会会員であることを必要としない (2017 年度より変更)。
- 更新に必要な 5 年間の研修ポイントは 20 点とする。
- " 更新料は、12,000 円とする。